

平成21年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成21年 5月29日(金)

午後 4時30分 開 会

1. 出席議員

| | | | | | | |
|-----|----|---------|-----|-----|---------|-----|
| 議 長 | 9番 | 杉 本 邦 雄 | 議 員 | 1番 | 津 川 均 | 議 員 |
| | 2番 | 横 山 忠 男 | 議 員 | 3番 | 高 田 勲 | 議 員 |
| | 4番 | 大 沼 恒 雄 | 議 員 | 5番 | 絵 内 勝 己 | 議 員 |
| | 6番 | 上 野 敏 夫 | 議 員 | 7番 | 橋 場 守 | 議 員 |
| | 8番 | 中 村 保 夫 | 議 員 | 10番 | 渡 辺 敏 昭 | 議 員 |

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 副 町 長 | 生 沼 篤 司 君 | 総務課長 | 神 憲 彦 君 |
| 地域開発課長 | 横 山 茂 君 | 財政課長 | 辻 山 典 哉 君 |
| 農業振興課長 | 辻 広 治 君 | 住民生活課長 | 栗 中 一 弘 君 |
| 建設課長 | 谷 口 勲 君 | 和風園園長 | 篠 原 毅 君 |
| 旭寿園園長 | 吉 田 憲 司 君 | | |

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 平 嘉 則 君 書 記 川 嶋 智 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件名)

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案第 36 号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 37 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 38 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って召集されました平成21年第4回沼田町議会臨時会を開会致します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、上野議員、7番、橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（杉本邦雄議長）日程第3、議案第36号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第36号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年5月29日提出、町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。町職員の給与に関する条例、昭和26年条例第5号、の一部を次のように改正する。付則に次の1項を加える。7項、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第13条の3第2項及び第3項並びに第14条第2項の規定の適用については、第13条の3第2項中100分の140とあるのは100分の125と、同条第3項中100分の140とあるのは100分の75とあるのは100分の125とあるのは100分の70と、第14条第2項第1号中100分の75とあるのは100分の70と、同項第2号中100分の35とあるの

は100分の30とする。付則この条例は、交付の日から施行する。今回の改正につきましては、国家公務員給与が人事院の勧告に基づき6月に支給される期末勤勉手当の一部、0.2ヶ月分を凍結し1.95ヶ月分の支給となることか本町の町職員に置きましても、国家公務員給料に準じて支給するものとして国と同様6月に支給される期末勤勉手当のうち0.2ヶ月分を凍結し支給を1.95ヶ月とするために改正を行うものです。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。橋場議員

○7番（橋場議員）人事院勧告がなされたのでそれにならって町条例を変えるというわけなんですけど、町長お伺いしますが、今回の特別調査が非常にずさんだという質問があったりして、人事院の役員もあまり正確なものではないと言う様な発言をしている訳ですね。いつもなら前年度の8月から7月までの全体を通じて調査して、勧告をしているんですけども、今回の特別調査で言いますと、例えば民間企業で夏季の一時金の妥結している、この調査した内の中でも妥結した企業と言うのは13.9%で、非常に低い訳ですよ。しかも夏のボーナスを当てにして、年間計画を立てている訳ですね。そう言う人たちから見たらこれは本当に耐えられない状況だろうと、で、今までのルールを人事院が破っている訳ですね。これに対して町がどうしようこうしようと言うことはできないけれども、町長の立場としてこれに対してどんな考えを持っているかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私どもとしては、人事院の勧告というのは尊重、従来も尊重してまいりましたし、今回に付きましてもやっぱりそう言う観点から尊重せざるを得ないと思っております。国が色んなことがあったようでありますけども、北海道人事院会もそうした国にならって、あるいは札幌市も国にならってそう言う方向だということをお聞きしますと、全道的にほぼ100%の状況でこの人事院勧告に従うのかな、先般も北空知5町の首長会議がありまして、お話し合いをさせていただきましたけれども、これはやはり人事院勧告に沿って、5町が足並みを揃えて行きませんかと言う話し合いをやらせていただきましたし。組合との話し合いの中でも一定の了解を得て、今回の条例提案になっておりますのでご理解をいただきたいと言う風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場議員）私の聞いているのはそのことを聞いているんじゃないんですよ。町長として、こういうやり方が正しいと思うかどうか。そして、麻生内閣が100年に1度の経済危機と言って盛んに、今度の補正予算でも、ばら撒きの本当のばら撒きをやっている訳ですけども。それは、景気を回復させなければ駄目だと、言う

ことでやってるはずなんですね。しかし、国家公務員や景気回復するには、要するに内需、物を買う力をつけてやらなければ、景気は回復しないわけですね。そういうことをずっと総理大臣初めから言っているのにね、これでは逆立ちしているんじゃないかと、いう立場をとられるのかどうかですね。いや、国のやっているこのとおりでいいと、私達は大賛成ですと思っているのかね。それともやっぱりこれはとんでもない話だと、あのこれを出したことではないですよ、国がやったことに対して、町長はどんな風に思っているのかなと言うことを聞きたいんです。課長の説明聞いたらね、国の課長さんが来て説明しているのかなと、自治体の職員であるしね、自治体の住民のことを考えなきゃならんのが、町の職員ですよ。しかも管理職であれば尚更ですからね。そういう点で実際に町民の立場。町民の立場で言うとね、公務員の給料高いって言う人いるからね、これはしょうがないんですけど。それは別にして、町職員のやっぱりね、働いている人たちの待遇を改善すると言う立場から言ってね、今回のこの国のやり方妥当だと考えてるんだろか、その辺をお聞かせ頂きたい。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私どもとしては橋場議員さんおしゃる、その景気の不要対策ですとかそういう面からいきますとね、やっぱりあのそういうことをいじることが非常に大きな影響がでるなということは懸念をしております。しかしながら一方ではやっぱり従来ではやっぱり人事院勧告制度が国によって保障されてある訳ですから、そのことをやっぱり無視するわけには行かないだろうと、いうことと、もう一方では議員さんがおっしゃられたように、町民の思いから行きますとやっぱり役場の職員の給料、例えばうちの町だけがね0.2ヶ月を削減しないで、従来どおりやりますよという事になりますと、これはやっぱり相当な批判の対象になるだろうと。このことはやっぱり職員も理解をしていただいたんだらうと、言う風に思っておりますので。個人的には下げたくないと言うのが間違いないあれですから、しかしながら制度がある以上それを尊重していくというのが必要なことだろうという風に思っております。

○議長（杉本邦雄議長）はい、橋場議員。

○7番（橋場議員）どうもあれなんですよ、人事委員勧告に従わざるを得ないと言うのは分かるんですよ。そこは当たり前、仕方ないけど。私たち反対してもやられるわけですから。ただ、町長としてこれをやられると、特別調査をやってね、実際まだ夏の一時金をこうするという、13.9%しか決まっていない段階でね、公務員のボーナスをカットするとね、それはかならず他の民間企業に対してね、足を引っ張る結果になるんですよ。これは絶対にね景気回復には繋がらないと思うんですね。民間も大変だけれどもね、じゃあ一体何処が悪いのかていうね、そこを見

定めることが出来ないんですよ。人勸だから仕方ない、やらざるを得ないだと云うことではなくて、やっぱりこれは間違いだというね。間違いないと思ってるから仕方ないんだろうけども。やはり批判的なね立場でね物を見ないとね、私はやっぱりなかなか景気回復も行かないんじゃないかなと思います。と思うんですけど町長はいかがですか。

○議長（杉本邦雄議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私どもはそういう思いで働きかけをしたとしても、人事院勧告の制度からいきまして変更されることはないだろうと思いますが。思いとしましては今おっしゃられたようにやっぱり、多くののぼら撒きの予算をやっている中で、あえてここまでやる必要があったのかな、これはやっぱり極端に言うと選挙対策用なのかもしれませんね。それは色んな見方があるという風に思いますけども。現行こういう制度がある以上はそれに従って実施せざるを得ないそんな風に思っています。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、橋場議員。

○7番（橋場議員）私は北海道のほぼ9割のね、9割という言い方もほぼ100%に近いね、町村長会でなんかなでもやむを得ないっていう立場だって言われましたけどね、やっぱり地方自治体の首長さんは国から選ばれたんでなくて、住民から選ばれたんだという立場ね、それから町職員の人たちはね、国から給料もらってるんでなくて、住民の幸せのために働けなければならないという立場を取らなきゃ駄目なんですね。そうするとね、国のやり方はねこれは住民にとってね、とんでもないことだと将来的には大変間違っていると、いう立場に立ってね、自治体の町長さんそれから議員の人たちもね、どんどん声を上げたら恐らく国のね、状態変わると思うんですよ。ところが全部あんまり文句言わないで認めてしまう。これじゃ世の中変わらんでないかって思うんですね。そういう意味から私は実行せざるを得ないんだろうけども、私そういう立場から国に抗議をする立場で反対したいと思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第36号は、原案のとおり賛成の方举手願います。

（举手多数）

○議長（杉本邦雄議長）举手多数により、議案第36号は原案通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第37号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第37号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年5月29日提出、町長名でございます。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員の給与に関する条例、平成14年条例第36号の一部を次のように改正する。付則に次の1項を加える。3項平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項第1号中100分の212.5とあるのは、100分の192.5とする。付則この条例は、公布の日から施行する。今回の改正につきましては、只今議決をいただきました職員給料に準じて、特別職の給料の改正を行うものでございます。職員給料と同様、6月に支給される期末手当のうち0.2か月分を凍結し、支給を1.925か月分とするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員

○7番（橋場議員）36号議案と同じ理由で反対を致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、他に意見ありませんか。討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第37号は、原案通り賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

○議長（杉本邦雄議長）賛成多数により、議案第37号は原案の通り決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第5、議案第38号。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（神憲彦課長）議案第38号、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成21年5月29日提出。町長名でございます。教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。教育委員会教育長の給与等に関する条例、平成14年条例第37号の一部を次のように改正する。付則に

次の1項を加える。3項、平成21年6月に支給する期末手当に関する第2条第3項の規定の適用については、同項中第4条とあるのは、第4条及び附則第3項とする。附則、この条例は公布の日から施行する。本条例の改正につきましても、議案第37号と同様6月に支給される、期末手当を0.2か月分凍結し支給を1.925か月に改正するものでございます。よろしくお願いを致します。以上でございます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員

○7番（橋場議員）同じく36号議案と同じ理由で反対を致します。

○議長（杉本邦雄議長）他に意見ありませんか。討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第38号は、原案の通り決することに賛成の方挙手願います。

（挙手多数）

○議長（杉本邦雄議長）はい、賛成多数により、議案第38号は原案の通り決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（杉本邦雄議長）以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成21年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。

16時47分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員